

國民幼稚園の名に於て

(二) 就學前國民教育の統一及多樣

倉橋惣三

幼兒保育施設は、その傳統と實狀の如何に拘はらず、一切が國民鍊成をその要旨となす以上、就學前の國民教育施設として一本たるべきものである。その準據たるべき法規も、その管理の系統も、國家として一元たるべきである。若し、從來の發生に於て多岐であり、現在の制度に於て併立或は對立的なるものがありせば、それは速に改めらるべきであり、統合せらるべきである。

幼稚園は中産以上の家庭のものであり、保育所は中産以下の家庭のものであると言つた見方が今も尙ほ去らない觀があるが、いづれの施設の本質にも觸れてゐるものではない。殊に、大正十五年の幼稚園令は、從來、保育所の社會的必要をせられた理由を、幼稚園の社會的必要の理由として示して居り、少くも我國の幼稚園は、社會的施設たることをその一本質としてゐることを見なければならぬ。更にまた、現今の趨勢は、保育所を以て必ずしも往時の所謂社會事業施設たるよりも、社會普遍施設たらしめ來つてゐるのである。即ちこの二つの施設が制度的に併立せらるべき理由は全くない。況んや或る種論者のいふ如き對立觀は、餘りにも無意味である。人或はいふ。幼稚園は教育施設であり、保育所は社會施設である。敢て問ふ、對象を兒童とする限り、教育施設と社會施設とは何の別があり得るか。それありとすれば、僅に著手の動機に於て別ありせざるゝことがあるかも知れないが、施設として行はれてゆく本質に於て、決して分離的進行を許されない。兒童のための施設にして、單に社會的保護のみであつて教育的でないものが、いづこにその存在をゆるめられよう。又、教育的關心に専らなるものとしても、その必要に對して社會的保護を怠ることを如何に許されよう。國民幼稚園は、さこまでも就學前國民教育施設たるの本旨に基いて保育しようとするところをあらはす。幼稚園、保育所、その名にこだわるものでないが、教育性を主とせざるを強調したりするところのある名稱よりは、教育性を守り來つた名に於て、教育精神を忘れまいとするに他ならない。

但し、國民幼稚園は、その國民幼兒保育施設としての本質を一つにするに雖も、否、本質的普遍を一つにするが故にこそ、その施設實際は極めて多樣なるべきものである。半日保育もあり、終日保育もあり。有料もあり、無料もあり。それらの實際に於て、社會的保護性の多きものあり、少なきものあり。その環境に即し、その家庭に即し、その幼兒に即して、充分に多樣であつてよく、存分に多樣でなければならぬ。國民學校の如く統一的にして、國民學校よりも多樣でなければならぬ。